

令和 5 年 7 月 4 日
農業振興課

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正等について

1. 基本構想の改正について

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）が令和 4 年 5 月に改正（令和 5 年 4 月施行）されたこととともない、市町村で策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を改正する必要がある。

（1）改正の時期

- ・令和 5 年 9 月末までに改正予定
- ・県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は令和 5 年 5 月に改正済

（2）主な改正内容

① 農業を担う者の確保及び育成に関する事項の拡充

農業を担う者を育成するために市が主体的に行う取り組み、関係機関との連携や役割分担等の内容を記載

② 地域計画に関する事項追記

地域計画の協議の場の設置に関する事項や区域の基準、進捗管理等について記載

③ 利用権設定等促進事業に関する事項の削除

基盤法の改正により、農用地利用計画は農用地利用集積等促進計画に変更されたことから利用権設定等促進事業について削除

（3）これまでの経過及び今後のスケジュール

基本構想の策定にあたっては、基盤法により農業委員会、農業協同組合から意見徴収、県の同意が必要である。

令和 5 年 4 月末	農業委員会総会での変更案の事前説明
令和 5 年 5 月中	農業協同組合へ変更案の事前説明、県へ変更案を提出
令和 5 年 7 月上	農政推進協議会で協議
令和 5 年 7 月中	農業委員会、農業協同組合への意見徴収
令和 5 年 8 月上	県との協議
令和 5 年 9 月末	公告、改正

2. その他

仙台市農政推進協議会要綱第 7 条に基づく専門部会について、認定農業者の認定手続きの効率化等を図るため、諸規定の改正を行う。